令和８年 10 月
東串良町

令和７年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

４つの健全化判断比率と地方公営企業における資金不足比率については、毎年度「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)に基づき算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされています。

東串良町の健全化判断比率については、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、健全段階にあります。また、資金不足比率についても、いずれの会計も経営健全化基準を下回っており、健全段階にあります。

１ 健全化判断比率について(一般会計等各会計決算)

(単位 %)

区 分		東串良町	国の定める基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	―	１５.００	２０.００
	連結実質赤字比率	―	２０.００	３０.００
	実質公債費比率	8.0	２５.００	３５.００
	将来負担比率	―	３５０.０	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」と表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担無しとなったことから「－」と表示しています。

２ 資金不足比率について(公営企業会計決算)

(単位 %)

区 分		東串良町	国の定める基準 (経営健全化基準)
資金不足比率	水道事業会計	―	２０.００

※資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。

１ 実質赤字比率

一般会計の実質収支額の合計が赤字となった場合における、標準財政規模（※１）に対する赤字額の割合(家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字の割合)

※１ 標準財政規模=標準税収入額等(町税や地方譲与税など)＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

２ 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合における、標準財政規模に対する赤字額の割合

３ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の３か年平均値(家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合)

４ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合(家計に例えて言えば、借金が年収の何年分に相当するかを示した割合)

５ 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模(事業収入)に対する割合

６ 早期健全化基準

健全化判断比率の１つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求が義務づけられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。

７ 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が１つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。

８ 財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査要求の義務づけ、実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ることになります(※２)。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。

※２ 総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の発行が制限されます。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債(再生振替特例債)の発行が可能となります。